

「高浜 3、4 号機差し止めにかかる大津地裁決定を読み解く」メモ

－判断枠組等の比較－

問題意識

- ①裁判所は複数の争点について、すべて OK 又はすべて NO のいずれかの判断をしているようだ。
- ②その基礎にあるのは「判断枠組み」ではないのか。▶判断枠組みについて検討
- ③規制委員会の審査対象外の争点をどう扱っているか。▶避難計画について検討
- ④「山本決定」と「樋口決定」の半端でない覚悟。

1. 本裁判&仮処分の用語比較一覧(正しいという保証はしません)

本裁判	提訴	原告	被告	口頭弁論(公開)	控訴(高裁へ)	上告(最高裁へ)	判決
仮処分	申立	債権者	債務者	審尋(非公開)	異議申し立て(地裁へ)	保全抗告(高裁へ)	決定

2. その他の用語解説

- ・判断枠組み：判決・決定に至るまでの審査過程の大枠のこと。判決・決定の法的安定性確保のために設定され、訴訟ごとの場当たりの審査方法を排除するために設けられる。
- ・立証責任：証明責任、挙証責任ということもある。主張したことが正しいことを明らかにしなければならないという責任のこと。
- ・証明と疎明：証明は合理的な疑いを差し挟まない程度に真実らしいと裁判官に確信を抱かせること。またこの状態に達するべく証拠を提出する当事者の行為。疎明はこれより低く、一応確からしいとの推測を裁判官が得た状態、またそれに達するよう証拠を提出する当事者の行為。
- ・推認：ある事実から、ある事実を経験則に基づいて推測して認定すること。「朝起きたら路面が濡れていたことから、夜間に降雨があったことが推認される」など。
- ・判示：裁判の判決などで、裁判所が事実認定や法解釈について判断を示すこと。
- ・信義則上の義務：当事者は相互に相手方の信頼に応えるように誠実に行動しなければならないという義務のこと。民法第 1 条 2 項の規定である「権利の行使及び義務の履行は、信義に従い誠実に行わなければならない。」に基づく義務。

7 今日話すこと

1. 本裁判&仮処分の用語比較一覧
2. その他の用語解説
3. 大津地裁決定の意義
4. 大飯 3、4 号機仮処分決定までの流れ
5. 伊方最高裁判決のポイント
6. 判断枠組等の各決定の内容を比較
7. その他、「山本決定」「樋口決定」について思うこと

3. 大津地裁決定の意義

- (1) 現に稼働中の原発を止めたこと。
- (2) 滋賀県住民（「立地地元」ではなく「被害地元」）の訴えに対して被保全権利（民事保全法に基づく仮差押え・仮処分の手続きにおいて保全されるべき権利）の存在を認めたこと➡2014年5月21日の福井地裁判決の250km圏内の住民の被保全権利を認めた流れを受け継いでいる。
- (3) 2015年12月24日の福井地裁の仮処分命令（「樋口決定」）を却下する決定（「林決定」）を覆したこと。
- (4) 民事訴訟にもかかわらず国に対しても異議申し立てをしていること。

4. 高浜3、4号機仮処分決定までの流れ

- ▼2011年8月、大津地裁➡滋賀県住民が大飯・美浜・高浜の各原発の再稼働禁止を求める仮処分を申立
 - ▼2014年11月27日、大津地裁➡却下決定（55）
 - ▼2014年12月5日、福井地裁➡福井県・関西圏住民が大飯・高浜の各原発の再稼働禁止を求める仮処分申し立て
 - ▼2014年12月17日、規制委➡高浜3、4号機について事実上合格との審査書案を公表
 - ▼2015年1月31日、大津地裁➡滋賀県住民が高浜3、4号機について運転禁止の仮処分申し立て
 - ▼2015年2月12日、規制委➡設置変更許可
 - ▼2015年4月14日、福井地裁➡差止を命じる決定（「樋口決定」）（67）
 - ▼2015年12月24日、福井地裁➡仮処分命令を却下する決定（「林決定」）（230）
 - ▼2016年3月9日、大津地裁➡差止を命じる決定（「山本決定」）（54）
- *便宜的に2014年11月27日の却下決定を「山本却下決定」と呼ぶ。

5. 伊方最高裁判決のポイント

全国各地の原発訴訟において必ずといってよいほど引用されるのが伊方最高裁判決（行政訴訟）。その要点は以下のとおり。

- (1) 安全審査の目的は原子力災害を万が一にも起こさないようにするため、(2) 科学的専門技術的意見の尊重、(3) 看過しがたい過誤があれば違法、(4) 資料をすべて保持している国がまず立証責任を負い、その主張立証を尽くさない場合には、判断に不合理な点があると推認される・・・➡
- 資料1（伊方最高裁判決、立証責任）及び資料4（伊方最高裁判決、許可の基準）

6. 判断枠組等の比較

	山本却下決定(大津、2014/11/27)	樋口決定(福井、2015/04/14)	林決定(福井、2015/12/24)	山本決定(大津、2016/03/09)
--	-----------------------	---------------------	--------------------	---------------------

決定	本件各申立てをいずれも却下	仮処分を決定	仮処分決定を取り消す	仮処分を決定
判断枠組み (立証責任含む)	<p>①裁判所は判断枠組みは明示せず。</p> <p>②立証責任の双方の主張のみ提示。</p> <p>③差止の緊急性なしとの判断からか？▶資料 2 (「山本却下決定」立証責任に関する双方の主張 13~14 頁)</p>	<p>①債権者らは、<u>福島第一原発事故のような深刻な事態を招く具体的危険性が万が一でもあることを立証すれば足りる。</u></p> <p>②これが立証されれば、債権者らの人格権を侵害する危険性が存在するといえ、原発の差止めが認容されるべきである。▶資料 4 (伊方最高裁判決、許可の基準) ▶資料 5 (「樋口決定」 44~45 頁)</p>	<p>①伊方最高裁判決の枠組みを採用 - 債務者に立証責任。▶資料 1 (伊方最高裁判決、立証責任)</p> <p>②「原子炉施設の危険性が<u>社会通念上無視し得る程度にまで管理されているか否か</u>」という 3.11 以前の判断基準を採用。</p> <p>③審査対象を矮小化。▶資料 6 (「林決定」の「司法審査の在り方」 77~84 頁)</p> <p>④<u>過酷事故を許容</u>。▶資料 7 (「林決定」の過酷事故時の避難 223~224 頁)</p>	<p>①伊方最高裁判決の枠組みを採用 - 債務者に立証責任。▶資料 1 (伊方最高裁判決、立証責任)</p> <p>②規制委からの債務者への設置変更許可のみで債務者が主張を尽くしたとは言えないとしている。▶資料 3 (「山本決定」の「立証責任の所在」 41~43 頁)</p>
避難計画	<p>「・・・さらには、原発事故に対応する組織や地元自治体との連携・役割分担、住民の避難計画等についても現段階においては何ら策定されておらず、これらの作業が進まなければ再稼働はあり得ないことに照らしても・・・」(決定文 55 頁)</p>	<p>全く言及せず。</p>	<p>審査対象から除外。ただし債務者、国及び関係自治体に実効性のある対策を講じるように努力を継続することを求めている。▶資料 7 (「林決定」の過酷事故時の避難 223~224 頁)</p>	<p>争点として取り上げている。①民訴にもかかわらず国に「信義則上の義務」の発生を指摘、②債務者には「新規性基準を満たせば十分とするだけでなく、その外延を構成する避難計画を含んだ安全対策にも意を払う」よう求めている。▶資料 8 (「山本決定」の避難計画 52~53 頁)</p>

田中俊一氏発言の受け止め方	「審査したが安全だとは言わない」について、新規制基準の合理性に疑問を呈するもの。▶資料 9（「山本却下決定」の田中俊一氏発言 54~55 頁）	「安全だということは申し上げない」について、基準に適合しても安全性は確保されないことを認めたもの。▶資料 10（「樋口決定」の田中俊一氏発言 45 頁）	「ゼロリスクの安全を確保する審査ではない」について、安全対策に終わりはないという理解を明らかにしたもの。▶資料 11（「林決定」の田中俊一氏発言 222 頁）	全く言及せず。「山本却下決定」で言及しているので、不要ということ？
---------------	---	--	---	-----------------------------------

7. その他、「山本決定」「樋口決定」及び「林決定」について思うこと

(1) 「山本却下決定」の 2014 年 11 月時点で既に差止の方向性は決まっていた - 再稼働したら止めますよ！というメッセージ。その意義は 2014 年 5 月 21 日の「樋口判決」に匹敵する・・・というか 2014 年 5 月の「樋口判決」が裁判官を後押しした、というのは深読みか。▶資料 12（「山本却下決定」最後の部分・・・必読！54~55 頁）

(2) 「山本決定」の避難計画に関する「信義則上の義務が国家には発生している」及び「樋口決定」の「新規制基準は緩やかにすぎ、これに適合しても本件原発の安全性は確保されていない」は、民事訴訟でありながら住民側に立つならば、あたかも行政訴訟のように行政の行為に触れずにはおれないという思いを示している・・・ように思える。▶資料 8（「山本決定」の避難計画 52~53 頁）及び資料 13（「樋口決定」の被保全債権

(3) 「山本決定」と「林決定」は、同じように債務者に立証責任を負わせているのになぜ結論が 180 度異なるのか？その理由は、①「林決定」の「社会通念」（過酷事故をも許容する「社会通念」）、そして②きわめて低水準の債務者の立証責任（「林決定」は債務者の主張をすべて良しとし、さらに規制委の判断をすべて肯定している）にある。

▼高浜 3、4 号機仮処分 大阪高裁で 10 月 13 日に抗告審第 1 回審尋▲